

岸和田市公用車広告募集要項

令和6年5月15日 改正

新たな財源の確保及び市民サービスの向上のため、岸和田市が取扱う公用車（以下「公用車」という。）への広告掲載を下記のとおり募集します。

1. 募集の内容

ア 募集する公用車

車両の種類	募集台数	広告のサイズ (縦×横) ※最大値	広告の 掲載位置	年間走行距離の 平均値	年間走行距離の 中央値
軽貨物車等	37 台	40cm×60cm	両側面 (2 面)	約 5,300km	約 5,106km

※記載の年間走行距離の平均値及び年間走行距離の中央値は、昨年度実績に基づく参考値であって、今年度における個別の車両の走行距離を保証するものではありません。

※広告を掲載する車両の指定はできません。

イ 広告の掲載期間

原則 1 ヶ月単位で掲載可能（広告掲載開始日からその年度の末日までの間で希望する期間）

ウ 広告料

1 ヶ月の月額広告料は公用車 1 台あたり 6,000 円（税込）とします。

掲載期間が 1 ヶ月に満たない場合は、1 カ月分の月額広告料として算定します。

掲載期間が 1 カ月を超える場合で、かつ 1 カ月に満たない端数の日数がある場合は、下記の式により算定した額を公用車 1 台あたりの広告料とします。

(算定式)
$\text{掲載する月数} \times 6,000 \text{ 円} + \frac{\text{端数の日数} \times 6,000 \text{ 円}}{30}$

エ 広告の募集期間

随時募集（先着順となりますので、広告掲載可能な公用車がなくなり次第、募集を停止します。）

2. 広告の仕様

① 広告の材質等

公用車への広告の掲出方法は、マグネットシートの貼付によるものとし、公用車の車体への直接塗装及び特殊フィルム等の貼付はできません。

② 広告のデザイン等

掲載する広告は、岸和田市広告収入事業実施要綱（以下「広告要綱」という。）第 5 条（広告掲載しない広告の基準）に定める基準を満たすものとします。

また、広告の内容及びデザインが交通事故を誘発し、交通の安全を阻害する恐れがあると市が判断した場合には、掲載をお断りする場合があります。

③「広告」の明示

掲載する広告の中に、**広告**と表示してください。表示のサイズは、縦 4 cm×横 6 cm以上としてください。

3. 費用負担等

- ① 広告は広告主の費用と責任において作成し、広告の掲出及び撤去に要する費用は広告主の負担とします。
- ② 広告掲出期間中に広告の損傷が生じた場合は、広告主において原状回復するものとします。
- ③ 広告の撤去作業により、車体塗装の剥離等の損害が生じた場合は、広告主の費用と責任において原状回復するものとします。
- ④ その他広告掲載中に支障が生じたときは、広告主と市が協議の上、解決するものとします。

4. 応募資格

広告要綱第 4 条（広告主としない者）、又は、岸和田市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号のいずれかに該当する者は、広告主になることはできません。

市が、暴力団員又は暴力団密接関係者の該当の有無を確認するため、役員名簿等を提出していただく場合があります。また、提出していただいた役員名簿等や広告主に関する申込書等を大阪府岸和田警察署又は大阪府警察本部に提供する場合があります。

5. 申込み方法等

- ① 「岸和田市公用車広告掲載申出書」（様式第 1 号）及び誓約書（様式第 2 号）に必要事項を記入のうえ、デザイン及びサイズがわかる資料を添付して広告掲載を希望する日の約 4 週間前までに市に提出してください。
- ② 支店長等に契約権限を委任し契約を締結しようとする場合は、併せて委任状を提出してください。（任意様式または本市ウェブサイト公用車広告募集ページに掲載している様式をご使用ください。）
- ③ 申込みにあたっては、広告要綱、岸和田市公用車広告掲載要綱及び本募集要項をよく読んでください。

6. 広告主の決定

① 審査

市は、岸和田市公用車広告掲載申出書を受理したとき、当該申込内容が広告要綱及びこの募集要項に定める基準（以下「基準」という。）を満たすものであるか否かについて審査します。

② 承認

市は、前項の審査により当該申込内容が基準を満たすものであると認めたとき、当該申込内容について、申込みを受理した順番に承認するものとします。

7. 広告の内容等の変更

広告主は、すでに広告掲載した広告物について、1 ヶ月単位でその内容等を変更することができます。変更を希望する場合は、変更を希望する日の2週間前までに「岸和田市公用車広告変更申出書」（様式第4号）を提出し、あらかじめ市長の承認を得るものとします。

8. 契約の解除

- ①市は、以下のいずれかに該当する場合は、広告掲載期間中であっても、広告掲載を中止するものとする。
 - (1) 指定する期日までに掲載する広告の提出がないとき。
 - (2) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させる行為を行ったとき。
 - (3) 広告主が社会的信用を著しく損なう行為を行ったとき。
 - (4) 広告主の倒産、破産等により、広告掲載をする必要がなくなったとき。
 - (5) 広告主が書面により掲載取下げを申し出たとき。
 - (6) 広告主が、第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- ②上記により広告の掲載を中止した場合に、市は広告主に対して補償を行いません。
- ③市及び広告主においては、当該契約による広告掲載の継続に困難な事由が生じた場合は、市と広告主が協議のうえ、当該契約を解除できるものとします。

9. 申込み・問い合わせ先（受付時間 平日の9：00～17：30）

〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

岸和田市財務部行財政改革課

電話：072-423-9405（直通）

Mail：gyoukaku@city.kishiwada.osaka.jp

※ 申込は、直接持参していただくか郵送のみ受け付けます。FAX、Emailでの申込はできません。